

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 2 3 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 2 4 号

四日市市工事執行規則の一部を改正する規則

四日市市工事執行規則（昭和 4 6 年四日市市規則第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(前金払) 第 3 9 条 (略) 2 及び 3 (略) <u>4 受注者等は、第 1 項から第 3 項までに規定する証書の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市長が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者等は、当該証書を寄託したものとみなす。</u>	(前金払) 第 3 9 条 (略) 2 及び 3 (略)

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部調達契約課)